

長野県自転車競技連盟専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は長野県自転車競技連盟規約第18条の規程に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

第2条 委員会の名称及び所管する業務は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

2.委員長は委員会を代表し、会務を統轄する。

3.副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

(委員及び役員の任期)

第4条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は理事長の承認を得て、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。
2.委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(副会長の出席)

第6条 副会長・正副理事長は、担当する専門委員会に出席し意見を述べることができる。

(委員長会議の開催)

第7条 理事長は、必要に応じ委員長会議を招集して議長となり、各委員会の業務内容を把握するとともに会議の推進について協議し、総合的調整を図る。

2.正副理事長は、会議に出席し意見を述べることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めないものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この規程は平成11年7月10日から施行する。

2. 委員及び役員の任期は、第4条の規程に関わらず、平成12年3月31日までとする。

附 則

この規程は平成19年7月16日から施行する

別表

名 称	業 務
総務委員会	(1) 組織、予算、会計、規約、庶務に関する事 (2) 財務に関する事 (3) 他の委員会に属さない事項。
競技委員会	(1) 競技の企画、準備、運営に関する事 (2) 競技記録、及び用具に関する事 (3) 競技者登録に関する事 (4) その他競技に関し必要な事項。
審判委員会	(1) 審判員の指導養成に関する事 (2) 審判員の登録に関する事 (3) 競技会の審判員の推薦に関する事 (4) その他審判に関し必要な事項。
強化委員会	(1) 選手の競技力向上に関する事 (2) 国体及び県大会以上の大会に参加する役員選手に関する事 と。